

平成21年12月 4日

江差町議会議長 打越東亞夫 様

江差町議会活性化対策に関する調査特別委員会

委員長 飯 田 隆



委員会の中間報告について

本委員会に付託された調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告いたします。

1 調査事件

平成19年第4回定例会 発議第18号

江差町議会活性化対策に関する事務調査

2 調査の経緯

本委員会は、2月16日、4月14日、6月25日、8月27日、9月2日、9月29日、10月19日、11月6日、11月17日、と9回議会ホームページ作成小委員会を開催し、また、福島町議会に6月25日、北斗市議会に11月6日、現地調査を行い、議会事務局、議員と意見交換などを行い、議会の活性化対策に係る「議会ホームページの作成」について調査・検討してきた。

今後も引き続き調査・検討を進めるも、ホームページの作成の意義に関して調査検討した結果について、先行し下記のとおり意見を付して報告する。



意 見

1. ホームページの早期作成を

- ①本委員会の調査目的は「議会活性化」についてであるが、議会のホームページの作成は、この調査目的からいっても必要なものである。議会の公開性が、今後ますます有権者から求められることであり、早期の作成が必要である。
- ②また、議会を公開することで、議員の議会活動がこれまで以上に住民の注視の元で行われることになり、そのことが議会の活性化につながることが期待される。

2. 作成の体制について～議員と事務局の共同作業でスタートを

- ①現在の逼迫した町財政では、委託作成ということにはならず、多くの町村自治体が実行しているように自らの手で作成することからスタートすべきである。
- ②福島町議会などのように議会事務局の担当者に作成のほぼすべてを任せるということは避けるべきである。議会事務局の特定の職員に任せきりになった場合、人事異動等で、場合によっては内容の更新がすすまないという議会ホームページもかなりあり、また、そもそも議会の内容を公開する上で、議会、議員の関与がかかせないと考える。
- ③よって、小委員会としては、議会、議員が主体的となり、技術的、事務的には議会事務局も共同作業としてかかわる体制をつくって、まずスタートすることが必要と考える。
- ④なお、当面の作成体制としては、本委員会の小委員会として4～5人の「江差町議会ホームページ編集委員会」（仮称）をすみやかに設置し、来年の遅くない時期に公開することが望ましい。

3. ホームページの内容について～できるところから、他の議会も参考にして

- ①手作りですすめることでの時間的、技術的な制約、欠点はやむを得ない。まず、できるところからスタートし、その上で、少しづつ、内容を修正していくべきではないか。
- ②もちろん、可能な限り、他の議会の参考になることは大いに取り入れていくことが必要である。特に、福島町議会や白老町議会のホームページは、議会活性化、議会改革についても、ていねいに掲載しており、大いに参考になる。

4. その他

- ①議会のホームページは単独ではなく、当面は、町のホームページの中に作成する（現在、「工事中」となっているが、「入り口」はある）ことになり、ホームページの容量などについて町とも連携が必要である。
- ②ホームページに議会提出資料が公開されることが想定されるが、あらためて、議会資料の内容精査、個人情報保護の観点、等について十分留意する必要がある。